

ごみの分別にご協力ください ～ごみを資源に～ 紙編

みなさんのご家庭から出るごみは、燃やせるごみ、燃えないごみ、資源ごみに分別することで、ごみの減量とリサイクルにつながります。



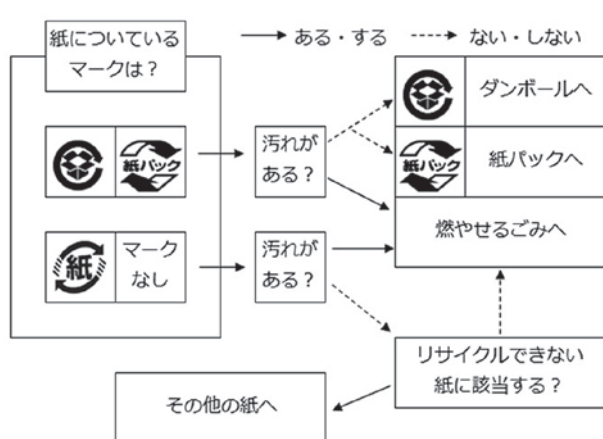
資源ごみとして出せる紙は、新聞や雑誌、牛乳などの紙パック（中にアルミが貼っていないもの）やダンボール類のほか、それらのいずれにも当てはまらない紙のうち、下記「リサイクルできない紙」を除いたものです。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

・リサイクルできない紙の例

宅配ピザの箱やせっけんの包み紙のようなにおいや汚れのついた紙、レシートやFAX用紙のような感熱紙、宅配便の伝票のような感圧複写紙、カーボン紙、圧着はがき、お酒のパックのようなアルミなどでコーティングされている紙、アイスのカップのような防水加工された紙、写真や写真プリント用紙、カップ麺の蓋や金銀の折り紙のような箔押しされた紙、キッチンペーパーやクッキングシート、ウエットティッシュのような水に溶けない紙

■問い合わせ 町民課住民グループ 01392-2-3131



リサイクルできない紙の例



※マーク・アイコンの引用元

- ・リサイクルのマーク…経産省「3R政策」のページより引用
- ・リサイクルできない紙の例のアイコン…イラスト無料素材「ソーガ」に掲載のアイコンを利用

18歳から裁判員に！

～令和5年から、18歳・19歳の方も裁判員に選ばれる可能性があります～

令和4年（2022年）4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。しかし、変わるのとはそれだけではありません！！

令和5年から、18歳・19歳の方も裁判員に選ばれる可能性があります。

令和5年に裁判員に選ばれる可能性がある方には、今年11月頃に、裁判員候補者名簿に記載されたことをお知らせする連絡が送付されます。翌年の1月以降、裁判の6～8週間前までに、選任手続期日をお知らせし、当日ご出席いただいた方の中から、くじで裁判員6名を選任します。

実際に経験した多くの方が、貴重な機会との感想を述べていただいています。候補者に選ばれた方は、ぜひ積極的な参加をお願いいたします。